

千葉市水道局の職員の職の設置に関する規程等の一部を改正する規程をここに公布する。

令和5年3月31日

千葉市長 神谷俊一

千葉市水道局規程第2号

千葉市水道局の職員の職の設置に関する規程等の一部を改正する規程

(千葉市水道局の職員の職の設置に関する規程の一部改正)

第1条 千葉市水道局の職員の職の設置に関する規程(昭和50年千葉市水道局規程第8号)を次のように改正する。

第1条中「第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員」を「第22条の4第1項の規定により採用された職員」に改める。

(千葉市水道局の職員の給与に関する規程の一部改正)

第2条 千葉市水道局の職員の給与に関する規程(昭和50年千葉市水道局規程第10号)の一部を次のように改正する。

第1条中「地方公務員法」の次に「(昭和25年法律第261号)」を加える。

第3条中「「退職手当規則」という。)」の次に「、千葉市職員の給与に関する条例附則第21項等に規定する定年の引上げに伴う給与の特例措置に関する規則(令和5年千葉市規則第27号)」を加える。

別表第1再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準	基準	基準	基準	基準	基準	基準	基準	基準
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	178,300	204,900	235,000	266,900	281,500	299,000	357,700	402,800	

(千葉市水道局の職員の特殊勤務手当支給に関する規程の一部改正)

第3条 千葉市水道局の職員の特殊勤務手当支給に関する規程（昭和57年千葉市水道局規程第2号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員」を「第22条の4第1項の規定により採用された職員」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

（千葉市水道局の職員の職の設置に関する規程の一部改正に伴う経過措置）

2 暫定再任用短時間勤務職員（千葉市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年千葉市条例第22号。以下「改正条例」という。）附則第4条第1項又は第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）は、第1条の規定による改正後の千葉市水道局の職員の職の設置に関する規程第1条に規定する地方公務員法第22条の4第1項に規定により採用された職員とみなして、同規程の規定を適用する。

（千葉市水道局の職員の給与に関する規程の一部改正に伴う経過措置）

3 暫定再任用職員（改正条例附則第3条第1項又は第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用される第2条の規定による改正後の千葉市水道局の職員の給与に関する規程（以下「新規程」という。）第2条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

4 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた暫定再任用職員（育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。）に対する前項の規定の適用については、同項中「額とする」と

あるのは「額に、千葉市水道局の職員の勤務時間、休暇等に関する規程（昭和50年水道局規程第13号）第1項の規定により千葉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和39年千葉市条例第8号。以下「勤務時間条例」という。）の適用を受ける職員の例により任命権者が定めるその者の勤務時間を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

- 5 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新規程第2条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、千葉市水道局の職員の勤務時間、休暇等に関する規程（昭和50年水道局規程第13号）第1項の規定により千葉市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年規則第20号）の適用を受ける職員の例により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

（千葉市水道局の職員の特殊勤務手当支給に関する規程の一部改正に伴う経過措置）

- 6 暫定再任用短時間勤務職員は、第3条の規定による改正後の千葉市水道局の職員の特殊勤務手当支給に関する規定第6条に規定する地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員とみなして、同規程の規定を適用する。